

# イギリス重商主義と旧植民地体制

宇 治 田 富 造

## 一 概 括

二 一七世紀後半および一八世紀初頭におけるイギリスの貿易構造

(以上本号)

三 イギリス対外貿易におけるアメリカ植民地の意義

(以下次号)

## 一 概 括

重商主義とは、周知のように、教義としては、資本の本源の蓄積の理論的表現であり、国家の政策としては、資本の本源の蓄積を遂行するための国家の政策にほかならない。それは、イギリスでは、絶対主義国家の形成期である一六世紀初期からはじまり、産業革命の開始までのあいだに発展したものである。

ところで、この時期のあいだには、イギリス社会における生産力と生産関係とにいちじるしい変革が生じ、それに照応して政治関係においても一大変革がおこった。すなわち、イギリスではすでに一六世紀中葉からいわゆる嚴密な意味でのマニユファクチュア時代にはいり、イギリスの生産力の発展は、このマニユファクチュア生産の興隆によっていちじるしく促進されていた。それと同時に、新しい資本主義的生産関係は、農民の強力的土地収奪をその全過程の基礎として発展しつつあった。そしてこの発展しつつある資本主義的生産様式はイギリスの絶対主義政權を解体

させた。このことは、清教徒革命および「名譽革命」をふくむ一六四二年から一六八八年にいたるイギリスのブルジョア革命期にはっきりとあらわれた。

したがって、国家の政策としての重商主義は、この国家形態における変革とそれをよびおこした経済的構造における変化に応じて、けっして一つのところにとどまることはなかった。本稿で、重商主義というのは、絶対主義的重商主義の対立者としてパラメンタリー・コルベールティズムの名によって知られているところの、清教徒革命とくに「名譽革命」ののちに本格的に発展した保護主義的重商主義あるいは固有の重商主義<sup>(1)</sup>を意味する。

ところで、この重商主義は、その存続期間のあいだ一貫して、一方では保護制度を採用し、他方では資本の本源の蓄積のために植民地を系統的に収奪する政策をとった。「相互に補足的な経済部分たる自給自足的な商業帝国の建設<sup>(2)</sup>」という「国民的」スローガンのもとに、資本の本源の蓄積のために強行されたこの植民地収奪のための全支配体制、**「これ」**が、**old colonial system** の名をもって知られているところのものであり、それは「資本制的生産時代の曙光」をしめすものである。そしてアメリカにおけるイギリスの諸植民地は、イギリス旧植民地体制のもっとも重要な構成部分をなす。

イギリス重商主義にかんする研究は、多くの先学たちによってすでに高い水準にまでたかめられている。わたくしは、この小稿においては、イギリス側の視角からではなく、アメリカ側の視角から、イギリス重商主義と植民地アメリカ経済との関連を検討しようとおもう。

イギリス重商主義が、アメリカの新大陸に植民地を設定し、この植民地を系統的に収奪するために採用した諸政策は、きわめて多岐にわたり、広範囲におよぶものであったが、これらの諸政策を植民地に適応し、植民地の系統的収

奪を開始するにさきだつて、その大前提とならねばならなかったことは、植民地における物質的生産の一定の発展、生産力の一定の発展である。

ところで、植民地建設の端緒において、新大陸に來航したヨーロッパ人がそこに発見したものはインディアンの氏族社会であった。このインディアン社会の生産力は、一七世紀のヨーロッパで支配的であった生産力にくらべると、比較にならぬほど低い生産力であった。そればかりでなく、新大陸に來航したヨーロッパ人たちは、このインディアンの氏族社会を外部から暴力的に崩壊させ、かれらを奥地に駆逐した。この暴力は、資本の本源の蓄積のためにヨーロッパで行使された暴力の総和よりもっと大がかりなものであった。このことは“*There are no good Indians but dead Indians*” というフイル・シェリング將軍の言葉によつてもっともよく表現されている。かくて、プリマス植民地のもっとも初期の事例のような例外をのぞけば、この新大陸に來航したヨーロッパ人たちは、インディアンの氏族社会のなかにすでに存在していた生産力を、「生産の原料としてやくだつ、先行の世代によつて獲得された生産力」として繼承することはなかった。おのおのの社会経済的構成体が歴史的にあいついで前進してきたヨーロッパにおいては、あたえられた世代の人間が当面するところの生産力およびこれに照応する生産關係は、過去の世代の活動の所産であった。そこでは、あたらしい世代の人間は物質的財貨を生産し、生産力のいっそうの發展を実現するための可能性をもつためには、過去の世代の活動の所産を採用し、これを利用したのであり、またそうするよりほかはなかった。したがつて、このことから社会の發展における生産力とそれに照応する生産關係の繼承關係がうまれる。けれども、アメリカの新大陸においては、ヨーロッパ人たちは、インディアンの氏族社会を外部から暴力的に破壊したために、かれらのあいだには、このような生産力およびそれに照応する生産關係の繼承關係はうまれなかった。

他方、すでにのべたように、本国の資本の本源の蓄積のために、植民地を系統的に収奪していくためには、不均衡交換にもとづくインディアンとの毛皮取引のような純然たる流通過程からの収奪をのぞけば、この新大陸における物質的生産の一定の発展が、生産力の一定の発展が前提となるのであるが、重商主義政策は、それがいかに強力な、広範囲な政策であったにせよ、それが国家の政策であるかぎりには、どんな生産力をもつくりだすことはできない。国家の政策は、すでに存在する生産力の発展を促進させたり、阻止したりすることができるにすぎない。あるいはまた、既存の生産力に一定の発展方向をあたえることができるにすぎない。

かくて、植民地体制の設定にあたって、まず最初に当面した事からは、新大陸にはじめて来航したヨーロッパ人たちが、ヨーロッパにおいて先行の世代によって獲得されていた生産力および生産関係を、この未開の新大陸の諸条件のもとで、いかに継承するか、ということであった。

生産力は自然に働きかける人間の能動的活動の所産である。そしてそれは、なんらかのあたえられた生産関係をつうじて、人間の労働力と生産要具（ただし経済発展の初期の段階においてはまず広義の生産手段としての土地）とが生産過程で結合されることによって、形成される。ところで、アメリカの新大陸における「物質的生産の諸条件」は一七世紀のヨーロッパにおけるそれとはいちじるしくことなっていたために、植民地建設の初期において、この新大陸において形成された生産力は、一七世紀のヨーロッパに存在していた生産力にくらべて、いちじるしく低かった。けれども、生産力は植民地の全期間をつうじて比較的すみやかに発展し、アメリカ革命までの一五〇年の植民地時代をつうじて、この新大陸の植民地においては、生産力のこうした発展に照応して、各種の型の生産関係が発展した。それらのものは、ヨーロッパの長い歴史的過去において存在したものであり、またその当時ヨーロッパにおいて現存

したもの、あるいは発生しつつあるものであった<sup>(4)</sup>。ところで、これら各種の型の生産関係のうち、アメリカにおけるイギリス植民地をもっとも特徴づけた生産関係の基礎となったものは、ヨーロッパからの移住民による土地の私的所有であった。そしてこの土地の私的所有をつうじて、この新大陸に來航した移住民たちの労働力が土地と結合されたのである。つまり、移住民たちは、この新大陸において、みずからの土地を所有し、この土地のうえに定住し、この土地にじぶんの労働力を適用したのである。したがって、その結果發展したものは、自由な小土地保有と、それに刺戟されて新大陸に続々と移住したヨーロッパ人の小農民的生産、それにもとづく生産力の發展であつた。

ところで、このようにして新大陸において形成された生産力およびそれに照応した生産関係は、それ自身の相互作用によって發展していくのであり、国家の政策としての重商主義がこの分野においてなしえたことは、ヨーロッパからの移住を容易にし、移住民にたいする土地の交付を容易にする政策を採用し、それによって、植民地の生産力の發展を促進することであつた。このような意味において、重商主義のこの政策は、それが植民地の經濟的發展におよぼした大きい影響を否定することはできないが、アメリカの植民地經濟の發生および發展の過程において、一定の範圍において作用しえた諸要因の一つであるにすぎない。したがって、つぎの評価もこの点を留意せねばならない。

さて、イギリス重商主義は、ヨーロッパ（とくに初期においてはイギリス）からの移民を容易にするために、当時イギリス本国であれほどつよく非難されたにもかかわらず、<sup>(5)</sup>移住民の国籍・宗教のいかんをとわない新しい移民政策を採用した。そしてそれと同時に、イギリス重商主義は、スペインやフランスやオランダの植民地ではみられないほど寛大な土地交付制度を採用し、それによって個人による土地の私有化を容易にした<sup>(6)</sup>。

C. P. Nettals 教授は前記の自由な小土地保有とそれに刺戟されて發展した植民地經濟との関連については、つ

ぎのようにのべている。「土地と労働。十三植民地の成長におけるもっとも基本的な諸要因のなかの二つのものは、人びとの性格と、かれらの労働がそれにむかって適用される土地および資源の性質とであった。十三植民地にそのユニークな性格をあたえたこの二要因をむすびつける環は、通常、植民地の出発にあたって発生した個別的な小土地保有制度であった。それは労働にたいして強い刺激をあたえ、したがって植民地の発展における主要な要因であった。」<sup>(7)</sup>さらに教授は、この土地制度をイギリス重商主義政策の基礎的な一環であることのように評価している。「従来は普通には十三植民地の土地制度は重商主義の一つの要因として考えられていなかったが、にもかかわらず、土地制度は重商主義からきりはなすことはできない。なにゆえに、イギリス政府が他の植民国家によっては移住者に通常あたえられなかったような利益をその植民地にあたえたのか。小土地保有は植民地人に労働するように刺激し、かれらの労働は生産を拡大し、生産の増大はイギリスの商業を拡張した。その結果生じた貿易は、諸外国とのそれに匹敵する貿易がそうであったであろうよりも、国家による統制をいっそううけやすいものであった。この理由によって、植民地の土地制度は重商主義政策の一つの表現とみなされうるであろう。」<sup>(8)</sup>

アメリカにおけるイギリス諸植民地の小土地保有にもとずいたこのユニークな性格は、これらの植民地にいわゆる「移住民型植民地」という特色をあたえ、それは、スペイン、ポルトガル、フランス、オランダの植民地とはことなつて、イギリス植民地では産業および商業が発展し、やがてこの発展のなから資本主義的要素をうみだすにいたつたという、イギリス植民地の基本的特質を条件づけたのである。このことは、たとえば、封建的大土地所有とむすびついた隷属化した土着民の強制労働による金・銀の産出とそれの暴力的収奪をその植民活動の主要な契機とした前期的商業資本のイニシアティブのもとにおかれていたスペインの植民地と比較すれば容易にあきらかなところである。

そして、イギリス植民地のこの基本的特質は、一般的には、イギリスでは他のヨーロッパ諸国にくらべて封建的諸関係の崩壊と資本主義的諸関係の成長とがいつそうはやくからおこなわれていたことに影響されたものであるが、それは、特殊的には、イギリス重商主義は近代的地主と大商業資本家によって代表されながらも、その内容においては産業資本の要求によって決定されたという、イギリス重商主義の本質に影響されたものである。

ところで、この移民政策と土地制度とは、ヴァージニア植民地やニューイングランド植民地が建設された一七世紀前半においても、ニューヨーク植民地やペンシルヴェニア植民地が建設された一七世紀後半においても、さらにまたこれらすべての植民地において産業および商業が発展した一八世紀においても、依然としてつづけられてきたのであるが、イギリス重商主義は、植民地におけるこうした産業および商業の発展に対応して、イギリスの産業資本および商業資本の利益のために、植民地の産業および商業に一定の影響をあたえようとして広範囲な諸政策を採用した。もっとも、これらの諸政策は、けっして首尾一貫したものではなく、たがいに矛盾しあう多くの側面をふくむものであった。一例をあげると、植民地貿易から外国の商業資本を排除しようとするイギリスの政策は、オランダ仲継貿易資本にかわって、ニューイングランド商業資本に進出の機会をあたえ、ニューイングランド商業資本がイギリス商業資本の競争者であるかぎりはこれを抑圧せねばならず、またニューイングランド商業資本を抑圧する政策は、この商業資本の工業部門への移動を誘発し、植民地工業の発展がイギリス産業資本の利益に反するかぎり、さらにこれを抑圧せねばならないというようであった。ここではまだ、これらの諸政策の内容および重商主義体制にふくまれたこの矛盾について詳論することはできないが、清教徒革命後から一七六〇年までのあいだに、イギリス重商主義が本国の産業資本および商業資本の利益のために、植民地の貿易、商業、産業、通貨、信用の諸領域にたいして統制を加えるた

めに実施した主要な諸政策の指標をしめせば、つぎのようである。<sup>(9)</sup>

第一群、植民地貿易を統制するもの。<sup>(10)</sup>

○(1) 一六五〇年の Navigation Act. これはイギリスの諸植民地との貿易からあらゆる外国船舶を排除した。

○(II) 一六五一年の Navigation Act. これはイギリスの諸植民地との貿易からあらゆる外国船舶を排除したばかりでなく（それはすでに一六五〇年の法律によって規定された）、イギリスと他のすべての外国との貿易から外国船舶を排除した。

（以上はコモンウェルスの時期にぞくする。）

○(III) 一六六〇年の Navigation Act. これはクロンウェル航海条例をいっそう体系化したものであり、第一にイギリスの諸植民地との貿易からあらゆる外国船舶を排除し、第二にイギリス諸植民地における外国商人の活動を排除した。

○(四) 列挙商品の規定。これは一六六〇年の航海条例にふくまれたものであるが、重要であるために特記する。

この規定によれば、列挙された一定の植民地生産物は、イギリス、アイルランドおよびイギリス諸植民地以外に輸送することは禁止される。一六六〇年の法律で列挙された生産物は、砂糖（白・黒）、煙草、生綿、藍、しよが、フアスティック、ロググウッドおよび各種の染料用木材である。

○(五) 一六六三年の Navigation Act = Staple Act. これはアメリカの植民地に輸送されるすべてのヨーロッパ商品はまず最初にイギリスに輸送され、そこに陸上げされたのち、植民地に再船積されねばならぬことを規定



した。

(六) 一六六三年の Company of Royal Adventurers tradin to Africa (後〇 Royal African Company) 設立。これは特権的商業会社による西インドおよび大陸南部植民地への奴隷供給の独占化である。

(七) 一六七三年の Navigation Act. これは列挙商品規定の脱法を取締るために列挙商品に Plantation duty を課することを規定した。

(以上はスチュアート復古期にぞくする。)

(八) 一六九六年の Board of Trade の創設。これは植民地貿易ばかりでなく、植民地にかんするすべての事項を取りあつた機関であるが、植民地貿易が重要な対象であるから、この群にいれておく。

(九) 一六九六年の Navigation Act. これは一連の航海条例の有効的实施を期するために追加的に規定された。

(一〇) 一六九八年の Royal African Company の独占喪失を規定した法律。

(一一) 一七〇〇年の植民地における海賊行為を弾圧する法律。

(一二) 列挙商品の追加を規定した諸法律。一七〇五年の米および糖蜜、一七〇六年の船舶必要品、一七二二年の毛皮および銅鋳の追加的列挙。

(一三) 一七〇八年のスペインのアメリカ植民地との貿易を促進する法律。

(一四) 一七一一年の South Sea Co. の設立。スペインの西インド植民地への奴隷供給の独占とペルーの銀その他の生産物のイギリスへの輸送の独占。

(一五) 一七三三年の糖蜜条例。これは外国産糖蜜に禁止的関税を課することを規定した。

○(K) 一七三九年の Cape Finsterre 以南のヨーロッパ諸地域への砂糖および米の直接輸送の許可。

(以上は「名譽革命」以後一七六〇年までの時期にぞくする。)<sup>(11)</sup>  
第二群、イギリスの産業資本の利益のために特定の植民地産業を奨励または抑圧するもの。

(一) 一六九九年のニュー・ファウンドランドの漁業を統制した法律。

(二) 船舶必要品にたいする奨励金交付を規定した一七〇四年、一七〇九年、一七二二年、一七二八年、一七二一年、一七二九年、一七五一年、一七五二年の法律。

(三) 大麻にたいする奨励金交付を規定した一七〇四年、一七二二年、一七二一年の法律。

(四) 藍にたいする奨励金交付を規定した一七四八年の法律。

(これら各種の奨励金は右の生産物がイギリスに輸入されたさいに交付された。)

(五) 一七一一年の White Pine Act. これはニューイングランド、ニューヨーク、ニュージャージの未交付地における松をイギリス海軍の使用のために保留することを規定した。

(六) 一六九九年の Woolens Act. これは植民地生産の羊毛、羊毛糸、毛織物製品の植民地間の移動を禁止することによって植民地の毛織物工業を抑圧した。

(七) 一七〇四年のペンシルヴェニアの皮革工業を抑圧する Board of Trade の指令。これは植民地政府が皮革工業を奨励することを禁止した。

(八) 一七三二年の Hat Act. これは植民地生産の帽子の輸出を禁止し、この工業に従事する徒弟数を二人に制限することによってこの工業を抑圧した。

(3) 一七〇五年の Iron Act. これは鉄鉄、棒鉄のイギリス輸入税の免除によってその生産を奨励したが、<sup>(13)</sup> 圧延工場、截鉄工場、製鋼炉の建設を禁止することによってより高次の製鉄・製鋼過程を抑圧した。

(以上はいずれも「名譽革命」以後の時期にぞくする。)

第三群、イギリス商業資本の植民地への投資、貸付を保護するために植民地の通貨および信用を統制するもの。<sup>(13)</sup>  
重商主義は伝統的な政策として外国および植民地への铸貨および貴金属地金の輸出を禁止していた。(ただし銀地金の輸出は一六六三年以後原則的には認められた。) つぎの諸政策はこうした一般的な背景を前提とする。

(一) 一六八四年のマサチュセツ植民地の造幣所の閉鎖＝植民地の铸貨発行の禁止。

(二) 一七〇四年の Royal Proclamation. これは植民地に流入した外国铸貨とくにピース・オブ・エイトのイギリス貨幣との換算比率を規定した。

(三) 一七〇八年の Coin Act. これは右の Royal Proclamation を法的に確認した。

(四) 一七三二年の法律。これはイギリス商業資本の植民地における債権を保護するためにプランターの土地および奴隷を債務返済の引当とすることを規定した。

(五) 一七四〇年の植民地の通貨にかんする植民地知事への指令。これは知事の責任において植民地の紙券(Bill of Credit) の発行を制限し、これを法貨とすることを禁止した。

(六) 一七四一年の植民地への Bubble Act の拡大適用。これはマサチュセツ植民地の土地銀行を非合法化した。

(七) 一七五一年の Currency Act. これはニューイングランド植民地における土地銀行の再建を禁止し、土地

銀行券を法貨とすることを禁止し、さらに Bill of Credit の発行を制限した。

(以上はいずれも「名譽革命」以後の時期にぞくする。)  
(なお右のうち番号の上に○印をつけたものは、航海条例あるいはそれと密接に関連するものである。)

さて、イギリス重商主義が右にしめしたような諸政策によって、植民地において達成しようと考えた基本的目標はなんであるか。それはつぎの点に要約される。

まず第一に、イギリスの産業資本が必要とする原料のうち、イギリス国内ではその必要量をみたすほどに生産されず、あるいは生産されても生産費が高くなるために、従来は外国からその供給をあおいでいたものを、植民地から確保することである。さらにイギリスの仲継貿易が必要とする世界商品である熱帯性生産物を植民地に要求することである。さらにイギリス海軍およびイギリス海運業が必要とする船舶および船舶必要品を植民地において生産させ、これを確保することである。

このことは、たんに、イギリスの産業資本、商業資本、海運業の利益となり、それと同時に「自給自足的な商業帝国の建設」という重商主義の「国民的要求」をみたすばかりでなく、それはイギリスの産業、海運業等の発展を刺激し、それはさらにイギリスの対外貿易の発達を促進し、それによつて、重商主義に伝統的な「順な貿易差額」および金・銀の国内ストックの増大に有利に作用することになる。

第二に、イギリスの産業資本が生産する工業製品の販売市場として植民地を独占的に確保することである。ところで、このことは、たんに独占された植民地市場において、産業資本の循環にふくまれる価値実現がおこなわれるということを意味するだけではない。このことは植民地では生産されない植民地人が必要とする生活必需品および植民地

の産業、海運業が必要とする生産手段の獲得について、植民地人をしてイギリス本国に専一的に依存させることを意味し、さらに、植民地経済の発展にとって必要な資本および信用の供給についても、イギリス本国に専一的に依存させることを意味した。その結果、イギリス重商主義は、たんに貿易および植民地産業について統制を加えるばかりでなく、イギリスの債権者＝商業資本家の利益のために、植民地の通貨・信用にも統制を加えたのである。そしてこれらすべては、全体としての植民地経済のイギリス本国への従属性を規定した。

もちろん、右の第一の目標と第二の目標とは、相互に補足しあうものである。たとえば、植民地市場でのイギリス産業資本の製品の販売は、イギリス仲継貿易資本によって媒介され、イギリス仲継貿易の主軸をなした砂糖と煙草の確保と不可分離に結合されていたことは、あとでのべるようである。そして、こうした産業資本の利益が仲継貿易によって媒介されているという事実は、この仲継貿易に従事する貿易資本に巨額な前期的利潤を獲得させる絶好の機会をあたえ、さらに、貿易資本が産業資本の価値実現過程との結合からきりはなされて、前期的商業資本に固有な運動をとげ、前期的商業資本の利益にもとづく植民地経営をおこなう契機をふくむものであった。かくて、それは、植民地収奪の成果が結局のところ産業資本の成長と生産力の向上に資するようにイギリス国内で運動するというイギリス重商主義の本質とはあい容れないイギリス重商主義体制にふくまれた矛盾である。この矛盾が一八世紀後半におけるアメリカ植民地の諸問題のなかにいかに明瞭な形をとって現象するかは、あとでのべるとおりである。

さて、イギリス重商主義は、この仲継貿易をイギリス貿易資本に独占させるためにも、また植民地収奪の成果をイギリスで産業資本の成長に有利となる方向に運動させるためにも、植民地にたいする強力な経済的支配機構を創設することを必要とした。そして、植民地にたいするこの経済的支配機構は、それ自身の作用によって植民地収奪をいっ

そう効果的ならしめると同時に、植民地とイギリス本国とを直結する輸送管の機能をはたし、この輸送管のなかに植民地収奪の成果を流しこみ、それをつうじてその最後の一滴までをもイギリス本国におくりこむという構造をもつものでなければならなかった。

けれども、イギリス重商主義がその植民地体制を設定しようとした一七世紀においては、イギリス産業資本は成長しつつあったといえ、その発展はまだ微弱であり、近代化しつつある商業資本はその利潤の源泉をこの初期産業資本の基礎におきながら成長しつつあったとはいえず、世界商業の領域ではまだ前期的商業資本の固有な運動が支配力をもっていた。そればかりでなく、イギリスは、オランダ、フランスという強力な競争国とつねにはげしい商業競争を遂行していかねばならなかった。そればかりではない。世界史的視角からみて、資本主義の発生期であるこの一七世紀においては、二十世紀の今日のように、完備した国際的な商品輸出機構、国際的な資本輸出機構、国際的な通貨信用機構はなかった。<sup>(14)</sup>

こうした一七世紀の国内および国際的な経済諸条件のもとで、植民地にたいする強力な経済的支配機構を創設しようという重商主義のこの要請は、植民地に対する独占的貿易機構を樹立することによっておこなわれたのであり、またそれ以外には方法はなかった。そして一七世紀の後半において制定された一連の航海諸法律 (navigation acts) は、こうした独占的貿易機構を創設し、整備することを目標にし、旧植民地体制の基礎を固めることを目的としたものであった。この一連の航海諸法律は、数回にわたって制定されたものであるが、それらのうち基本的法律となるものは、一六六〇年、一六六三年および一六七三年の条例である。かくて G. L. Beer のいうように、「イギリス国会のこれら三つの法律——一六六〇年の航海条例 (Navigation Act)、一六六三年の市場条例 (Staple Act) および一

六七三年の植民地関税 (Plantation duty) 条例——は、旧植民地体制の経済的骨格を構成するものである。<sup>(15)</sup>」

航海条例が旧植民地体制の骨子をなすということの意味が、この点において正しく把握されねばならない。

ところで、イギリス重商主義は、この植民地体制を維持強化していくためには、オランダ、フランス、スペイン等との商業戦争と武力戦争において植民地を防衛せねばならず、また植民地収奪がインディアンと植民地住民（ニグロ奴隷を含めて）にたいする暴力にもとずいているかぎり、これらの反抗と反乱を鎮圧せねばならなかった。そしてそのためには、植民地そのものの戦略的配置、植民地における戦略的・戦術的軍事機構の設定、イギリス海軍の強化等の一連の防衛・鎮圧機構を必要とした。そしてそれはイギリスの巨額な国家支出の増大をもたらし、この巨額な国家支出をまかなうために、国債制度、近代的な租税制度を樹立せねばならなかった。イギリスでは、これらの諸制度は一七世紀末に整備された。マルクスにしたがえば<sup>(16)</sup>、これらの植民制度、国債制度、近代的な租税制度は、保護制度とあいまって、資本の本源の蓄積のあいことなる諸契機を体系的に総括するものである。

(1) 大塚久雄「重商主義成立の社会的基盤」『古典学派の生成と展開』（『舞出教授還歴記念論文集』）一〜二二ページ。小林昇「重商主義解时期の研究」五〜七ページ。

(2) Beer, G. L., *The Old Colonial System 1650~1754*, 1913, Peter Smith, 1958, Vol. I, vii.

(3) 「生産力は、人間のエネルギーの使用の結果である。しかしこのエネルギーそのものは、人間のおかれていた関係によって、すでに獲得された生産力によって、かれら以前に存在し、したがって、かれらみずからつくりだしたのではなく、そして先行の世代の所産である社会形態によって、制約されている。あとにつづく世代のまえには、新しい生産の原料としてやくだつ、先行の世代によって獲得された生産力があるというこの単純な事実によって、人間の歴史における相続的関連がうまれ、一個の人類史が形成される。」（マルクス「アネンコフへの手紙」邦訳マルレーン選集、第一巻下、二六四ページ）。

(4) 宇治田富造「アメリカ植民地における民主主義と民族独立の斗い」(一)『立教経済学研究』第八巻、第二号、一〇〇〜一

一〇ページをみよ。

- (15) Beer, *op. cit.*, Vol. I, pp. 24~35.
- (16) 宇谷田富彦「同」一〇~一一ページ。
- (17) Nettels, C. P., "British Mercantilism and the Economic Development of the Thirteen Colonies", *The Journal of Economic History*, Vol. XII, No. 2, (Spring, 1952), p. 109.
- (18) *Ibid.*
- (19) Nettels, C. P., *The Roots of American Civilization*, 1938, pp. 280~4, 545. Dickerson O. M., *The Navigation Acts and the American Revolution*, 1951, Chap. 1.
- (20) Harper, L. A., *The English Navigation Laws*, 1939, pp. 34~62. Andrews, C. M., *The Colonial Period of American History*, Vol. IV, 1938, Chap. V. Beer, *op. cit.*, pp. 58~127.
- (21) Harper, *op. cit.*, p. 245. Dickerson, *op. cit.*, pp. 12, 18~21, 26.
- (22) Douglas, D. C. ed., *English Historical Documents*, Vol. IX, 1955, p. 424.
- (23) 内田義彦『経済学の生誕』一七四~一八〇ページ。
- (24) 一七世紀の資本の本源の蓄積期において、商品輸出⇨国際貿易機構を基調として設定された重商主義の旧植民地体制と、二〇世紀の資本主義の最高段階において、資本輸出⇨国際信用機構を基調として設定された帝国主義の植民地体制との歴史的規定性の差異を明確にしておくことは必要である。
- (25) Beer, *op. cit.*, p. 84.
- (26) マルクス『資本論』第一巻、長谷部訳、青木版、一一四三ページ。原書、第一巻、七九〇~七九二ページ。

## 二 一七世紀後半および一八世紀初頭におけるイギリスの貿易構造

周知のように、一七世紀におけるイギリスの外国貿易は、いわゆる「トラフィック」に立脚するオランダ外国貿易



の仲継貿易的性格といちじるしく対立して、イギリスの国民的輸出産業たる毛織物製品の輸出を中心にして構成されていた。<sup>(1)</sup>一七世紀前半におけるイギリスの対外貿易についての正確な統計はないが、Misseldenの推定によれば、一六一三年におけるイギリスの輸出額は二、〇九〇、六四〇ポンド・スターリングであり、輸入額は二、一四一、一五一ポンド・スターリング（以下ポンドと略す、なお重量をしめすばあいには封度とかく）であった。一六二二年には、輸出額は一、九四四、二六四ポンドであり、輸入額は二、五一九、三一五ポンドであった。<sup>(2)</sup>ところで、F. J. Fisherにしたがえば、一六四〇年にはロンドンからの輸出額中の八〇%ないし九〇%が毛織物製品であり、おなじ年におけるロンドンからの再輸出は、輸出総額中の三%ないし四%をこえなかった。<sup>(3)</sup>

ところが一連の航海諸法律が制定された一七世紀後半とくに一七世紀末には、イギリスの対外貿易には、以前にはみられなかった新しい特徴が生じた。この新しい特徴とは、輸出貿易中における毛織物製品の比率の相対的減少とイギリス貿易における仲継貿易的性格のいちじるしい増大である。この仲継貿易の増大とアメリカ植民地貿易との関係については、つぎの項でのべるが、要するに、一七世紀後半の重商主義のもとにおけるイギリスの対外貿易は、国内の輸出産業の生産物の輸出と仲継貿易という二つの側面から構成されていたのである。そこでわれわれは、この項では、一七世紀後半および一八世紀初頭におけるイギリスの対外貿易の構造を検討する。

この当時のイギリスの対外貿易にかんする詳細な分析は、Sir Charles Whitworth; *State of the Trade of England* (London, 1776) においてあたえられているが、この書物を参照することができなかったために、Ralph Davis によってあたえられた統計表にもとづいて、検討をすすめる。Davis は、その論文 "English Foreign Trade 1660-1700" (*The Economic History Review*, Vol. VII, No. 2, 1954.) に基づいて一七世紀後半および一八世

紀初頭におけるイギリスの対外貿易にかんするきわめて詳細な統計表を作成している。この小稿の最後に添付した統計表がそれである。ところで、清教徒革命以後、一八世紀初頭までのイギリス歴史のこの時期には、イギリスの対外貿易の正常的発展は、イギリスの対内的および対外的な政治的紛争のために、攪乱されている。すなわち、この期間にイギリスは三回にわたってオランダと交戦し（一六五二年～一六五四年、一六六四年～一六六七年、一六七二年～一六七四年）、フランスと最初の戦争（一六八九年～一六九七年）をおこなっている。つまりイギリスの経済は一七世紀後半の五〇年のうち一九年間は戦時経済にあつた。また戦争は戦争の終了後も経済に影響をおよぼした。さらにクロンウェル死後の国内不安やロンドンにおける疫病、大火等もイギリス対外貿易の正常的状態を攪乱した。したがって、この期間のイギリスの貿易構造を検討するにあたっては、その時期の選択に注意しなければならない。Davis は、イギリスのこの時期の対外貿易を検討するにあたって、二つの時期を選んでいるが、その一つは一六六三年と一六六九年との二年の平均であり、もう一つは、一六九九年、一七〇〇年および一七〇一年の三年の平均である。これら二つの時期には、イギリス経済は正常的状態にあつたと考えられる。すなわち、前の時期はイギリス経済が中位の繁栄にある時期であり、後の時期はレイスウィーク平和条約（一六九七年）の二年後にはじまる平和経済への転換の時期である。したがって、前者をスチュアート航海条例制定当時におけるイギリス対外貿易の正常的状態とみなし、後者を一八世紀初頭におけるイギリス対外貿易の正常的状態とみとめることができる。なお、Davis はこの統計表の作成にあたっては、原資料にたいして、かれが必要だとみとめた訂正をほどこしている。<sup>(4)</sup>したがって、それは上記の Whitworth の数字とは多少ことなっているはずである。

(A) 一六六三年～一六六九年におけるイギリス（ロンドン）の対外貿易について。

この時期におけるロンドンの輸出額は二、〇三九、〇〇〇ポンドであり、輸入額は三、四九五、〇〇〇ポンドである。ところで Davis のこの統計表には、一六六三年〜一六六九年については、外港の輸出入額および再輸出額はしめされていないという、技術上の欠陥をふくんでいる。Davis はこの欠陥をおぎなうために、一六六三年〜一六六九年の外港の輸出額を一、二〇〇、〇〇〇ポンド、輸入額を九〇〇、〇〇〇ポンドと推定し、さらにこの時期のイギリスの再輸出額を九〇〇、〇〇〇ポンドと推定している。したがって右の時期におけるイギリス全体の再輸出をふくめた輸出総額は、約四、一〇〇、〇〇〇ポンド（ロンドン輸出額2,039,000ポンド+外港輸出額1,200,000ポンド+再輸出額900,000ポンド=4,139,000ポンド）であり、イギリス全体の輸入総額は約四、四〇〇、〇〇〇ポンド（ロンドンの輸入額3,495,000ポンド+外港の輸入額900,000ポンド=4,395,000ポンド）である、と推定される。したがって、イギリスの貿易差額は右の時期において、約三〇〇、〇〇〇ポンドの入超をしめしている。けれども、右の統計表には、奴隷貿易、植民地貿易にともなう *invisible charge* および金・銀の流出入はふくまれていない。

(a) まず輸出貿易について。

ロンドンの輸出額二、〇三九、〇〇〇ポンドのうちイギリス工業製品の輸出額は一、七三四、〇〇〇ポンドであり、それは輸出全体の八五%をしめる。毛織物製品の輸出額は一、五一二、〇〇〇ポンドである。したがって、毛織物製品の輸出額は、輸出額全体の七四%をしめ、輸出された工業製品の八八%をしめる。この点に、自国工業製品とくに毛織物製品の輸出がその対外貿易の主軸を形成するという、イギリスの対外貿易の伝統的性格が明瞭にしめされている。けれども、再輸出推定額をふくめたロンドンの輸出推定総額においては、工業製品輸出額のしめる比率は五九%に、毛織物製品のしめる比率は五一%に低下する。いまこれを、一六四〇年の毛織物製品が輸出額中においてしめる

比率八〇%〜九〇%にくらべると、輸出総額中においてしめる毛織物製品輸出額の相対的地位のいちじるしい低下が  
あきらかとなる。残余の輸出品目は各種の食料品、鉛、錫などの鉱産物であり、その合計はわずか三〇五、〇〇〇ポ  
ンドであり、再輸出をふくむ輸出推定総額中の一〇%にすぎない。

さて、ロンドンの輸出貿易の地域別構成をみれば、つぎのようである。

輸出総額二、〇三九、〇〇〇ポンドのうち、四八%（九七四、〇〇〇ポンド）が第三地域すなわちスペイン、ポル  
トガル、地中海沿岸諸国をふくむヨーロッパ南部諸国に輸出され、三六・六%（七四六、〇〇〇ポンド）が第一地域  
すなわちドイツ、オランダ、フランダーズおよびフランスをふくむヨーロッパ北西諸国に、八%（一六三、〇〇〇ポ  
ンド）が第五地域すなわち北アメリカおよび西インド諸島をふくむアメリカ植民地に、四・四%（八九、〇〇〇ポ  
ンド）が第二地域すなわちデンマーク、ノールウェイおよびバルチック諸国をふくむヨーロッパ北部諸国に、一・八%  
（三七、〇〇〇ポンド）が第四地域すなわちスコットランド、アイルランドおよびチャネル諸島をふくむイギリス諸島  
に、一・五%（三〇、〇〇〇ポンド）が第六地域すなわち東インドに、輸出されている。

ところで、これらの地域にたいするロンドンの輸出貿易は、生産物の形態からみると、地域がことなるのにおうじ  
て、つぎのようにことなっている。すなわち、第一地域にたいする輸出においては、工業製品が七二%、食料品・原  
料が二八%、第二地域にたいする輸出においては、それぞれ九六・六%と三・四%、第三地域にたいする輸出におい  
ては、それぞれ九四・二%と五・八%、第四地域にたいする輸出においては、それぞれ五一%と四九%、第五地域に  
たいする輸出においては九四%と六%、第六地域にたいする輸出においては、それぞれ七三%と二七%である。つま  
り、イギリス諸島にたいしては工業製品と食料品・原料の輸出がほとんどおなじ比率をたもち、とくに鉱産物の輸出

が大きい。東インドとヨーロッパ北西諸国にたいする輸出においては、工業製品が四分の三、食料品・原料が四分の一をしめる。これに反して、ヨーロッパ北部諸国、ヨーロッパ南部諸国およびアメリカ植民地にたいする輸出においては、工業製品の輸出がその圧倒的部分（九〇%以上）をしめる。

以上要するに、この時期においてはロンドンの輸出貿易の八四・六%が、ヨーロッパ北西諸国とヨーロッパ南部諸国にたいしておこなわれており、アメリカ植民地をふくむ他の地域への輸出は残りの約一五%である。さらに、イギリス輸出品の主軸をなす毛織物製品輸出の八八%が、これらのヨーロッパ北西諸国およびヨーロッパ南部諸国にたいしておこなわれた。

(b) 輸入貿易について。

ロンドンの輸入額三、四九五、〇〇〇ポンドのうち、工業製品の輸入は三七%（一、二九二、〇〇〇ポンド）であり、食料品の輸入は二七・三%（九四五、〇〇〇ポンド）、原料の輸入は三六%（一、二五八、〇〇〇ポンド）である。ところでこれらの輸入品の商品別構成はつぎのようである。ヨーロッパ北西諸国（とくに東ドイツ）からのリンネル（輸入総額中にしめる比率は一六・七%、カッコ内の%は以下同じ）、アメリカ植民地からの砂糖と糖蜜（八・四%）、ヨーロッパ南部諸国からの生糸（七・五%）、ヨーロッパ南部諸国およびヨーロッパ北西諸国（とくにフランス）からの絹製品（六・二%）、ヨーロッパ南部諸国からの果実（五・六%）、東インドからのキャリコ（五・二%）、主としてヨーロッパ南部諸国からのオリブ油その他の油（四・三%）、ヨーロッパ北西諸国（とくにフランス）およびヨーロッパ南部諸国からの染料（四・一%）、同じ地域からのぶどう酒、ブランディ（四・一%）、ヨーロッパ北

西諸国からのぬい糸（四％弱）およびヨーロッパ北部諸国からの木材（三％）などである。つまり、東ドイツからのリンネル、アメリカ植民地からの砂糖・糖蜜、地中海沿岸諸国およびフランスからの生糸および絹製品の輸入が、ロンドン輸入総額中の三分の一強をしめる。

輸入貿易の地域別構成をみれば、つぎのようである。

ヨーロッパ北西諸国からは三六・七％（一、二八一、〇〇〇ポンド）、ヨーロッパ南部諸国からは三一・〇％（一、〇八五、〇〇〇ポンド）、アメリカ植民地からは一二・一％（四二一、〇〇〇ポンド）、東インドからは一一・八％（四〇九、〇〇〇ポンド）、ヨーロッパ北部諸国からは七・八％（二七二、〇〇〇ポンド）、イギリス諸島からは〇・八％（二七、〇〇〇ポンド）である。要するに、輸入貿易においても、輸出貿易とおなじく、ヨーロッパ北西諸国およびヨーロッパ南部諸国との貿易が圧倒的な部分をしめ、これらの地域からの輸入がロンドン輸入総額の三分の二をしめる。

なお、これらの諸地域からのイギリスの主要な輸入品は、つぎのようである。

ヨーロッパ北西諸国からの輸入品の圧倒的部分はリンネル（この地域からのロンドンの輸入額中にしめる比率 $\parallel$ 逆にいえば、当該地域からロンドンへの輸出額中に当該生産物がしめる比率は四四・七％、カッペ内は以下おなじ）であり、ぬい糸（一一％）、絹製品（六・三％）がこれにつぐ。ヨーロッパ北部諸国からの輸入品の主たるものは木材（三五・七％）、亜麻および大麻（二〇・六％）、鉄および鋼鉄（一五・四％）である。したがってこの地域からの輸入の約二分の一は船舶必要品である。イギリス諸島からの輸入は小額のリンネルと雑食料品である。アメリカ植民地からの輸入品の圧倒的部分は砂糖および糖蜜（六〇・八％）であり、これにつぐものは煙草（一六・四％）である。

東インドからの輸入品の主たるものは、キャリコ（四四・五%）であり、胡椒（一九・八%）がこれにつぐ。

さて、以上の検討から、スチュアート航海条例制定当時におけるアメリカ植民地のイギリス対外貿易においてしめる地位が、だいたい明らかとなる。簡単に要約すればつぎのようである。すなわち、アメリカ植民地は、一六六三年〜一六六九年において、一六三、〇〇〇ポンドのイギリス生産物を購買し（ただしロンドンからの輸出額だけ）、それはロンドン輸出総額の八%にあたる。そしてイギリス生産物の輸出市場としての順位は、ヨーロッパ南部諸国（第一位）およびヨーロッパ北西諸国（第二位）について、第三位である。他方、アメリカ植民地は、一六六三年〜一六六九年において四二一、〇〇〇ポンドの植民地生産物を提供し（ただしロンドンの輸入額だけ）、それはロンドンの輸入総額中の一二・一%にあたる。そして生産物の供給地としての順位は、ヨーロッパ北西諸国（第一位）およびヨーロッパ南部諸国（第二位）について、第三位である。ところで、ロンドンからアメリカ植民地への輸出品中の九四%（一五三、〇〇〇ポンド）がイギリスの国民的生産物である毛織物製品である（ただしこの時期については再輸出をふくまない）。これにたいして、ロンドンのアメリカ植民地からの輸出品中の七七%（三二五、〇〇〇ポンド）が砂糖・糖蜜および煙草である。この二つの植民地熱帯生産物の合計は、ロンドンの輸入総額中の九・五%をしめ、それは、同じ時期におけるロンドンの最大輸入品であるリンネルの輸入額五八二、〇〇〇ポンド、輸入総額中にしめる比率一六・七%について、第二の重要性をもち、あとでのべるようにイギリスの再輸出品の重要な部分を構成する。

(B) 一六九九年〜一七〇〇年〜一七〇一年におけるイギリスの対外貿易について。

この時期におけるイギリスの再輸出をふくむ輸出総額は六、四一九、〇〇〇ポンド（そのうちロンドンの比率は七〇%、外港のそれは三〇%）であり、輸入総額は五、八四九、〇〇〇ポンド（そのうちロンドンの比率は八〇%、外

港のそれは二〇％）である。いまこのイギリスの貿易額を、さきにしめた外港の貿易額と再輸出額の推定を加えたイギリスの一六六三年〜一六六九年の貿易推定額と比較すると、つぎのようである。輸出総額においては、絶対額において二、二八〇、〇〇〇ポンドの増大をしめし、その増加率は五五％である。輸入総額においては、絶対額において一、四五四、〇〇〇ポンドの増大をしめし、その増加率は三三％である（なおロンドンだけの数字をみるならば、輸出額（再輸出をふくまない）における増加率は三六％、輸入額における増加率は三四％である）。

(a) 輸出貿易について。

この時期におけるイギリスの輸出貿易については、つぎの二つの点が注目される。

第一に、輸出品の大宗は依然として毛織物製品であり、その輸出額は三、〇四五、〇〇〇ポンドである。ロンドンだけについてみると、その輸出額は前の時期の一、五一二、〇〇〇ポンドから二、〇一三、〇〇〇ポンドへ、すなわち五〇〇、〇〇〇ポンド増加している。この絶対額における増加にもかかわらず、毛織物製品の輸出額が再輸出をふくめたイギリスの輸出総額中にしめる比率は、前の時期の五一％から四七％に低下している。

第二に、再輸出をふくむイギリスの輸出総額中における再輸出額（一、九八六、〇〇〇ポンド）のしめる比率は三〇％である。この比率を一六四〇年代の再輸出額の比率三％ないし四％にくらべると、イギリスの輸出総額中における再輸出のいちじるしい増加がきわめて明瞭に看取される。右の二つの点から、一七世紀末および一八世紀初頭におけるイギリス輸出貿易の新しい特徴が、さきに指摘したように、毛織物製品輸出の相対的地位の低下と再輸出の増大にあることが、あきらかとなる。

もっとも、毛織物製品輸出の相対的地位のこの低下にもかかわらず、その輸出額はなお輸出総額中の四七％をしめて



おり、これにその他の工業製品の輸出を加えると、イギリスの工業製品の輸出額（三、五八三、〇〇〇ポンド）が再輸出をふくめたイギリス輸出総額中にしめる比率は五六％となる。以上のことから、われわれは、つぎのことを確認しう。すなわち、さきに指摘したように、重商主義のもとにおけるイギリスの輸出貿易は、イギリスの国内輸産業生産物の輸出と海外生産物の仲継貿易という二つの側面から構成されている、と。

つぎに、再輸出をふくめたイギリスの輸出貿易の地域別構成をみよう。

この時期の再輸出をふくめたイギリスの輸出総額六、四一九、〇〇〇ポンドのうち、四七・一％（三、〇二二、〇〇〇ポンド）が第一地域のヨーロッパ北西諸国に、二六・七％（一、七〇八、〇〇〇ポンド）が第三地域のヨーロッパ南部諸国に、一三・二％（八五一、〇〇〇ポンド）が第五地域のアメリカ植民地に、五・八％（三六七、〇〇〇ポンド）がイギリス諸島に、五・二％（三三五、〇〇〇ポンド）がヨーロッパ北部諸国に、二・一％（一三六、〇〇〇ポンド）が東インドに、輸出されている。なお前の時期との比較を正確にするために、この時期における再輸出と外港をふくまないロンドンだけからの輸出額におけるそれぞれの諸地域への輸出額の比率をしめせば、ヨーロッパ南部諸国四六・三％、ヨーロッパ北西諸国二七・五％、アメリカ植民地一四・八％、ヨーロッパ北部諸国五・五％、東インド四・三％、イギリス諸島一・六％である。この計算において特徴的なのは、ロンドンから輸出額中における東インドへの輸出額の比率が、イギリス全体の輸出総額のなかでしめるその比率よりも大きいこと、および、イギリス諸島への輸出においては逆の関係にあることである。このことはつぎの事実を反映する。すなわち、東インド貿易はもっぱらロンドンによって独占されており、これに反してイギリス諸島との貿易はその四分の三が外港とのあいだでおこなわれているということが、それである。さらに、このことは、前者については、東インド会社による東インド

貿易の独占をしめすものであり、後者については、スチュアート航海条例（それはスコットランド船舶をイギリス植民地貿易から排除する）および Statutes of Frauds（それはスコットランド人をイギリス人乗組員と法的にみとめない）と一六六一年のスコットランド自身の航海条例（それはイギリスおよびアイルランドの船舶を排除する）とのあいだに表現される「ロンドン」とスコットランドとの対立をしめすものである。

そこでいま、右の検討の結果を要約すると、一七世紀末および一八世紀初頭における再輸出と外港をふくめたイギリスの輸出貿易の四七・一％がヨーロッパ北西諸国に、二六・七％がヨーロッパ南部諸国にたいしておこなわれており、この二つの地域にたいしてイギリスの輸出貿易の七三・八％が集中していることがあきらかとなる。そして毛織物製品輸出の八五％が、これらの地域に輸出されている。

ところで、この時期におけるイギリスの輸出貿易の地域別構成を前の時期のそれと比較すると、つぎの変化が目立っている。すなわち前の時期において第一位であったヨーロッパ南部諸国が第二位となり、これに反して前の時期において第二位であったヨーロッパ北西諸国が第一位となっていることである。けれども、この順位の変化は必ずしも現実の変化を反映したものとはいえない。なぜならば、Davisの統計表には一六六三年～一六六九年の時期については外港の貿易と再輸出をふくんでいないという技術上の欠点のあることはまえにのべたが、ヨーロッパ南部諸国はロンドンとの貿易が九〇％をしめるが、ヨーロッパ北西諸国は外港との貿易が二分の一以上をしめているために、一六六三年～一六六九年のロンドンだけの輸出を対象にした比率においては、イギリス全体の輸出貿易においてこれらの地域がおそらくしめたであろう比率よりも、ヨーロッパ南部諸国の比率は大きく、これに反してヨーロッパ北西諸国の比率は小さく計算されることになるからである。したがってこの地位の変化は、現実の変化をしめすものでなく、

統計技術上の欠陥から生じたものである。なおこのことは、一六九九年〜一七〇一年の再輸出をふくまないロンドンの輸出だけを対象とすれば、ヨーロッパ南部諸国が同じく第一位にあることからみても、あきらかである。

なお、アメリカ植民地にたいする輸出は、まえの時期とおなじく、右の二つの地域について第三位であるが、その比率は八%から一三・二%（外港と再輸出をふくまない前とおなじ基準では一四・八%）へと増大している。

(b) 輸入貿易について。

この時期におけるイギリスの輸入総額は五、八四九、〇〇〇ポンドである。ロンドンだけの輸入額をみると、前の時期の三、四九五、〇〇〇ポンドから四、六六七、〇〇〇ポンドへすなわち三四%の増加をしめしている。ところで輸入品の商品別構成をみると、前の時期にくらべて、つぎのような変化が生じている。

前の時期においては、第一位はリンネル（一六・七%）、第二位は砂糖・糖蜜（八・四%）、第三位は生糸（七・五%）、第四位は絹製品（六・二%）、第五位は果実（五・六%）、第六位はキャリコ（五・二%）、第七位はオリブ油（四・三%）、第八位は染料（四・一%）、第九位はぶどう酒、ブランディ（四・一%）、第一〇位はぬい糸（四%弱）の順序であった。ところが一六九九年〜一七〇一年においてはつぎのようである。第一位はリンネル（一五・四%）、第二位は砂糖・糖蜜（一〇・八%）、第三位はぶどう酒、ブランディ（九・三%）、第四位はキャリコ（六・三%）、第五位は生糸（五・九%）、第六位は煙草（四・三%）、第七位は織物用糸（四%）、第八位は染料（三・七%）、第九位は絹製品（三・六%）、第一〇位は羊毛（三・四%）の順序である。

このような順位の変化において注目すべきものは、つぎの点である。

第一は、リンネルと砂糖・糖蜜は依然として第一位および第二位をしめているが、前者の比率は減少し、後者の比

率が増大していることである。第二は、キャリコおよび煙草の比率が増大していることである。このことは、イギリス再輸出の三大商品の輸入が増大し、これらの生産物の再輸出を主軸とするイギリス仲継貿易がこの期間に増大したことに対応している。第三は、ヨーロッパ南部諸国からの主要輸入品に変化が生じ、絹製品、果実、オリブ油の輸入が絶対額においても減少し、これに反して、ぶどう酒およびブランディの輸入が、前者の減少を補う以上にいちじるしく増大したことである。

このイギリス輸入貿易において重要性をましつつかあるアフリカ海岸の諸島からのぶどう酒はアメリカ植民地の仲継貿易にとっても重要な商品であった。したがって、このぶどう酒（とくにカナリヤ島産のぶどう酒）にかんする航海条例の解釈上の論争およびぶどう酒貿易にかんするイギリス商業資本とアメリカ植民地商業資本との競争は、のちに検討しなければならぬ諸問題をわれわれに提起する。

第四は、ヨーロッパ北西諸国からのリンネルの輸入は増大しているが、その増加率の小さいこと、およびこの地域からの絹製品、ぬい糸は絶対額においても減少していることである。

この時期におけるイギリスの輸入貿易の地域別構成をみると、つぎのようである。

ヨーロッパ南部諸国からの輸入がイギリスの輸入総額中にしめる比率は二六・六％で絶対額一、五五五、〇〇〇ポンド（ロンドンだけの輸入においてしめる比率は二九・六％、カッチ内は以下同じ）、ヨーロッパ北西諸国からのそれは二四・二％で絶対額一、四一八、〇〇〇ポンド（二五・六％）、アメリカ植民地からのそれは一九％で絶対額一、一〇七、〇〇〇ポンド（一八・五％）、東インドからのそれは一一・二％で絶対額七五六、〇〇〇ポンド（一六・二％）、ヨーロッパ北部諸国からのそれは一〇％で絶対額五八三、〇〇〇ポンド（八・九％）、イギリス諸島からのそ

れは七・四%で絶対額四三〇、〇〇〇ポンド（一・二%）である。

右のことから、つぎの点があきらかとなる。

第一は、輸出貿易のぼあいとは逆に、前の時期にくらべて、ヨーロッパ南部諸国が第二位から第一位となり、これに反して、ヨーロッパ北西諸国が第一位から第二位になってきていることである。しかも、この順位の変化は、イギリス輸出貿易におけるこれとは逆の順位の変化のように、たんに統計技術上の欠陥にもとづく計算の不完全さから生じたものではなく、現実の変化を反映するものである。このことは、これらの地域からの輸入額のしめる比率が、外港をふくまないロンドンだけの輸入額中においても、イギリス全体の輸入額中におけると同様に変化していることをみれば、あきらかである。ところで、この順位の変化は、さきに指摘したように、ヨーロッパ南部諸国からのぶどう酒およびブランデーの輸入の増大と、ヨーロッパ北西諸国からのリンネルの輸入の相対的減少、ぬい糸その他の輸入の絶対的減少に対応している。

さらに、前の時期との比較において目立つところは、これら二つの地域からの輸入額がイギリス輸入貿易中にしめる相対的比重が減少していることである。

第二は、ヨーロッパ南部諸国および北西諸国からの輸入の相対的比重の減少に反し、アメリカ植民地および東インドからのイギリスの輸入の相対的比重が増大していることである。すなわち、アメリカ植民地からの輸入がイギリスの輸入貿易にしめる順位はまえとおなじく第三位であるが、その比率は一二・一%から一九%（ロンドンの輸入額中においては一八・五%）へと増大し、東インドからの輸入の比率は一一・八%から一六・二%（東インドの比率は前にのべた理由によってロンドンの輸入額における比率をとる）へと増大している。

このことは、イギリスの仲継貿易の三大商品を構成するリンネル、砂糖、煙草の東インドおよびアメリカ植民地からの輸入の増大を反映するものである。

第三は、アメリカ植民地はイギリスの輸出貿易においても、輸入貿易においても、第三位であるが、イギリスの輸入貿易においてしめる比率は、第一位のヨーロッパ南部諸国および第二位のヨーロッパ北西諸国の比率に比較的接近しており、このことは、イギリスの輸出貿易におけるその比率が第一位および第二位の地域の比率と大きくへたっていることに対照的である。また東インドはイギリスの輸出貿易にしめる比率はきわめて小さく、その順位も最下位にあるが、イギリスの輸入貿易においてはその比率はアメリカ植民地に接近している。これらのことは、これら二つの地域が輸出市場としての側面と供給地としての側面とにおいて、それぞれ特殊性をもつことを暗示する。しかし、この点については、あとでいっそう詳しくのべるつもりである。

つぎに、一六九九年〜一七〇一年におけるイギリスの貿易の輸出入の全体を簡単に検討しよう。

この時期におけるイギリスの輸入総額は五、八四九、〇〇〇ポンド、輸出総額は六、四一九、〇〇〇ポンドである。したがって貿易差額はこの時期においては五七〇、〇〇〇ポンドの出超であり、これをさきの一六六三年〜一六六九年のイギリス対外貿易の推定額にしたがう約三〇〇、〇〇〇ポンドの入超に比べると対照的である。こうしたイギリスの対外貿易の変化にたいして、一連の航海諸法律がどの程度に作用したかということは、われわれに重要な問題を提起する。しかしこの問題については、従来から異説の多く存在するところであり、その検討はべつの機会にゆずりたい。

この時期におけるイギリスの輸出入貿易を地域的にみると、つぎのようである。

第一地域のヨーロッパ北西諸国にたいしては一、六〇四、〇〇〇ポンドの出超をしめし、第二地域のヨーロッパ北部諸国にたいしては二四八、〇〇〇ポンドの入超をしめしている。さらに、第三地域のヨーロッパ南部諸国にたいしては一五三、〇〇〇ポンドの出超をしめしている。第四地域のイギリス諸島、第五地域のアメリカ植民地および第六地域の東インドにたいしては、それぞれ三、六〇〇ポンド、二五六、〇〇〇ポンド、六二〇、〇〇〇ポンドの入超をしめしている。つまり、イギリスの対外貿易のもっとも主要な地域であるヨーロッパ北西諸国とヨーロッパ南部諸国とのイギリス対外貿易は出超であり、これに反して、イギリス諸島、バルチック沿海諸国およびヨーロッパ以外の地域とのイギリス対外貿易は入超である。

出超地域についてみると、第一地域のヨーロッパ北西諸国への出超はつぎのようである。イギリスの国民的輸出品である毛織物の輸出と、再輸出品の大宗をなすキャリコ、砂糖、煙草の再輸出は、大部分この地域に集中している。すなわち毛織物の輸出の四四%、キャリコの再輸出の七〇%、砂糖の再輸出の九〇%、煙草の再輸出の五五%がこの地域に集中している。これに対して、この地域からのイギリス輸入品の大宗をなすリンネルの輸入額（この地域からのイギリスの輸入額の五六%）はイギリスのこの地域への毛織物輸出額の六〇%にあたるにすぎず、イギリスのこの地域からの輸入総額は、イギリスのこの地域への毛織物製品だけの輸出額をわずかに七四、〇〇〇ポンドをこえるにすぎない。このことからみても、この地域へのイギリスの出超が説明できる。

第三地域のヨーロッパ南部諸国への出超はつぎのようである。この地域へのイギリスの毛織物製品の輸出は、ヨーロッパ北西諸国への輸出について大きい比率をしめ、毛織物製品輸出の四〇%をしめる。そしてこの地域からの主要輸入品であるぶどう酒、ブランディ、果実、生糸、オリーブ油（この合計はこの地域からのイギリスの輸入額の約七

〇%にあたる)のイギリスの輸入額は、この地域への毛織物製品だけの輸出額をわずかに一二〇、〇〇〇ポンドをこえているにすぎない。

つぎに、イギリス貿易の入超地域についてみると、つぎのようである。まず、第二地域のヨーロッパ北部諸国からイギリスの入超は、つぎのことをしめしている。イギリスはこれらの諸国に、自国の海運業が必要とする木材、大麻、亜麻等の造船材料および船舶必需品と鉄・鋼鉄の海外からの輸入の大部分をあおいである。そしてこれらの生産物の輸入額合計はイギリスのこの地域からの輸入総額の七四%にあたる。これにたいしてイギリスはこれらの地域にたいしては小額の毛織物製品と煙草を輸出しているにすぎない。

第六地域の東インドからの入超は、つぎのことをしめす。イギリスは東インドからはその仲継貿易に必要なキャリコ、胡椒の全部と絹織物の二分の一を輸入しており、その合計は五七七、〇〇〇ポンドである。これにたいして、東インドへのイギリスの輸出は小額の毛織物製品とその他の工業製品にすぎない。したがってイギリスは東インドから最高の入超六二〇、〇〇〇ポンドをしめしている。この入超はイギリス重商主義史上に大論争をまきおこした周知の東インド会社による東インドへの銀の流出をその背景にもつものである。

もう一つの入超地域である第五地域のアメリカ植民地からの「入超」は、イギリスの仲継貿易と密接な関係をもつ砂糖、煙草の輸入の増加を反映しているが、この「入超」についてはつぎの項でくわしく検討する。

つまり、東インドおよびアメリカ植民地からのイギリスの入超は、東インド産のリンネルおよびアメリカ植民地産の砂糖と煙草の輸入の増大にもとずいており、そしてイギリスの仲継貿易は、これら三つの生産物の再輸出を主軸としておこなわれたのである。しかもこの仲継貿易の増大は、この時期におけるイギリスの対外貿易における新しい特



徴である。

したがって、われわれは、さいごに、イギリス対外貿易における再輸出＝仲継貿易の意義と、東インド仲継貿易とアメリカ植民地仲継貿易とがイギリス重商主義にとってことなつた意義をもつことを、検討しなければならぬ。

すでにのべたように、重商主義のもとにおけるイギリスの対外貿易は、国内産業とくに毛織物工業製品の輸出貿易と仲継貿易の二つの側面から構成されており、このことは、一七世紀末および一八世紀初頭には、それに先だつ時期にくらべて、イギリス対外貿易における仲継貿易の著るしい増大とイギリスの国民的輸出産業である毛織物製品輸出の相対的地位の低下となつて、イギリス対外貿易の著しい特徴をなした。すなわち、イギリスの再輸出は、さき指摘したように、一六四〇年代には、輸出総額中のわずか三%ないし四%をしめるにすぎなかったが、一六九九年～一七〇一年には、三〇%をしめるにいたつた。そして再輸出のこの増大は、一六六〇年代にくらべると約三倍の増大をしめしている。<sup>(5)</sup>これに反して、毛織物製品の輸出額のイギリス輸出総額中にしめる比率は、一六四〇年代の八〇%ないし九〇%から、一六九九年～一七〇一年の四七%に低下した。(もっともその輸出の絶対額は六〇年代の約二、二五〇、〇〇〇ポンドから三、〇四五、〇〇〇ポンドに増大しているが<sup>(6)</sup>)

ところで、このように増大した再輸出を内容的に検討すると、一六九九年～一七〇一年の再輸出額一、九八六、〇〇〇ポンドのうち、主要な再輸出品はキャリコ、リンネル、煙草、砂糖であり、その合計は一、二三〇、〇〇〇ポンドであり、再輸出全体の約三分の二を構成している。このほかに、絹製品、胡椒、木性染料等のより重要でない生産物を加えると、その合計は一、五五八、〇〇〇ポンドとなり、それは再輸出額全体の七〇%をこえる。ところで、これ

らの再輸出商品のほとんどすべてはヨーロッパ以外の地域から輸入されたものである。すなわち、キャリコ、胡椒はもっぱら東インドからの輸入品であり、絹製品の二分の一がおなじく東インドからの輸入品であり、さらに統計表に「リンネル」としめされたものの三分の二は、実は東インド産のキャリコである（東ドイツ産のリンネルの再輸出は残りの三分の一をしめるが、その大部分は西インドに再輸出された）。他方、煙草、砂糖はもっぱらアメリカ植民地からの輸入品であり、木性染料の約四〇%がおなじくアメリカ植民地からの輸入品である。つまり、イギリスの再輸出商品は、その三分の一を東インドから供給され、その三分の一強をアメリカ植民地から供給されたのである。したがって、世界貿易のこの二分分野から供給される生産物は、イギリス再輸出額全体の三分の二強をしめる。

こうした東インドおよびアメリカ植民地から供給される生産物の再輸出を主軸とするイギリスの仲継貿易は、イギリスの貿易資本に巨額な前期的商業利潤をあたえた。この仲継貿易からオランダの仲継貿易資本を排除し、イギリス貿易資本がこれを独占するために制定されたのが、一連の航海諸法律である。Davis はつぎのようにのべている。「イギリス商人が、この貿易の・すなわち植民地にたいする輸出貿易と植民地の生産物を輸送する海運業の・必然的結果とともに、かれら自身の手許にとどめておこうと決意したものは、無制限な成長の可能性をもつように思われたこの貿易の利潤であった。一六五一年および一六六〇年の航海条例は、オランダ人が国内戦中にやったようにこれらの新しい貿易の開拓をかれらにさせないでおくために企てられたものである。」<sup>(8)</sup>

こうした仲継貿易から生じた巨額な前期的商業利潤は、イギリスの貿易資本に、商業利潤そのものの流通過程からの収奪を目的とする独自のな方向への発展に刺激をあたえたのではあるが、さきに指摘したように、重商主義のもとにおけるイギリスの対外貿易は仲継貿易と国内産業の輸出という二つの側面をもっていたのであって、この二つの側

面は直接に相互にからみあい、イギリス産業資本の生産物の植民地への輸出および植民地における輸出商品の価値実現はこの仲継貿易によって媒介されていたのである。この点はこのの敘述と関連するから銘記されねばならない。

けれども、「供給地」としてははずれ劣らぬ重要性をもつ東インドとアメリカ植民地とは、つぎの点において、イギリス重商主義にたいして同一の意義をけつしてもたなかった。

東インドは、一六九九年〜一七〇一年に七五六、〇〇〇ポンドの生産物をイギリスに供給し、それはイギリスの輸入総額中の一一・二％にあたった（ロンドンだけでは一六・二％）。これらの生産物のうち、キャリコ、絹製品、胡椒が全体の約四分の三をしめ、同時に、これらの生産物はイギリス再輸出全体の約三分の一をしめた。東インドがイギリスに供給するのこりの四分の一は小額の食料品、土着工業製品、生糸その他の原料である。これにたいして、おなじ時期に、イギリスは東インドに一三六、〇〇〇ポンドの商品を輸出したのにすぎず、それはイギリスの輸出総額中のわずか二・一％にあたるにすぎない。イギリスの東インドへのこの輸出中、イギリスの自国生産物の輸出は一二、〇〇〇ポンドであり、そのうち毛織物製品が七五％をしめるが、東インドへのこの毛織物輸出額はイギリスのおなじ時期における毛織物輸出総額のわずか三％にあたるにすぎない。イギリスの自国生産物輸出中の残りの部分は小額の鉄製品、その他の工業製品および鉱産物であり、仲継輸出は同様に小額の外国産の食料品である。

このことから明らかなように、イギリスの東インド貿易は、第一に、イギリスの産業資本の発展に利益のない仲継貿易商品の供給地としての地域との貿易であり、この意味において、それは高度に仲継貿易的性格をもつ。第二に、東インド貿易は、それに対応する輸出をとまなわれない・イギリス輸出品の市場としてほとんど価値のない・地域との貿易であり、したがって、それは、さきに指摘したように、イギリスにとってつねに逆の貿易差額（一六九九年〜一

七〇一年においては、六二〇、〇〇〇ポンド)を生ぜしめた。しかもそれは、この逆の貿易差額をカバーするためにつねにイギリスからの貨幣商品・銀の国外流出を生ぜしめた。このことは、周知のように、イギリス下院における東インド会社にたいする「反東インド派」の攻撃に理由をあたえたものであり、一七世紀中葉の清教徒革命およびスチュアート朝復活を劃期として「反東インド派」が一応の勝利をおさめるとともに、東インド貿易をしいに後景に後退させ、それに代ってアメリカ植民地貿易を前景に進出させたのである。<sup>(6)</sup>

それでは、アメリカ植民地がイギリスの対外貿易とくに仲継貿易においてもつ意義は、いかなるものであるか。われわれは、つぎに、この点を検討せねばならない。(以下次号)

- (1) 大塚久雄『近代欧州経済史序説』・旧版、一〇四～一二六ページ。
- (2) Misselden; *The Circle of Commerce*, London 1623. Beer, G. L., *The Old Colonial System, 1660~1724*, Vol. I, 1913. Peter Smith, 1958, p. 14 に引用。
- (3) Fisher, F. J., "London's Export Trade in the Early Seventeenth Century", *The Economic History Review*, Vol. III, (1950), p. 154.
- (4) Davis, R., "English Foreign Trade, 1660~1700," *The Economic History Review*, Vol. VII, No. 2, (1954), pp. 154~158.
- (5) *Ibid.*, p. 159.
- (6) 外港の輸出額を輸出総額の三分の一と推定する。
- (7) *Ibid.*, p. 158.
- (8) *Ibid.*, p. 153.
- (9) 大塚久雄、前掲書、一〇二～一〇七ページ。

## APPENDIX

The following tables, derived from Add. MSS. 36785 for averages of years 1663 and 1669 (corrected as indicated on page 158, *supra*) and from the Customs Ledgers (P.R.O. Customs 3-3/5) for the average of the three years 1699-1701, present a detailed picture of the structure of English foreign trade in 1699-1701, with some opportunity for comparison with 1663/69.

The totals of trade for 1699-1701 differ slightly from those commonly quoted which are derived from C. Whitworth, *State of the Trade of Great Britain* (1776). Whitworth's adjustments for foreign coin and bullion exported contain small errors.

Areas are made up as follows:

- I. N.W. Europe—Germany, Holland, Flanders, France.
- II The North—Norway, Denmark and the Baltic.
- III The South—Spain and Portugal and their islands, the Mediterranean.
- IV British Islands—Scotland, Ireland, Channel Isles.
- V Plantations—North America and West Indies.
- VI East India.

Division into commodity groups is necessarily arbitrary at times—especially in the case of semi-manufactured goods, such as textile yarns, steel and sawn timber, which are treated as raw materials.

*Notes to the Tables. Figures in £000*

## IMPORTS

Calicoes: includes all cottons without silk admixture.

Miscellaneous manufactures, 1699-1701: includes diamonds £60 (from India); paper £32.

Fruit, 1699-1701: includes raisins £104 (mainly Spanish); currants £47 (Turkey).

Miscellaneous foodstuffs, 1699-1701: includes cattle £42 (Scotland); drugs £53 (mostly Mediterranean and India); tea and coffee £35 (tea from India, coffee mainly West Indies).

(本稿は、内容的には、『立教経済学研究』第八卷、第二号、第九卷、第一号、第二号に連載した小論「アメリカ植民地における民主主義と民族独立の斗い」(一〜三)の続篇をなすものであり、その第七項「イギリス帝国と植民地アメリカ」の一部に相当する。なお、本稿は昭和三十三年度文部省科学研費による研究の一部である。)



Exports		Re-exports																			
Woolens	1,512	2,013	3,045	480	533	1,334	83	115	190	854	1,109	1,201	6	5	26	70	142	185	19	89	89
Silks	51	60	80	12	12	14	—	1	1	28	10	10	4	4	19	7	33	36	—	—	—
Metalwares	44	88	114	8	8	9	1	3	3	3	7	7	3	12	12	29	58	73	10	10	10
Misc. manufactures	127	272	344	36	47	58	2	7	8	33	48	56	6	12	29	47	146	181	3	12	12
Total manufactures	1,734	2,433	3,583	536	620	1,435	86	126	202	918	1,174	1,274	19	23	86	153	379	475	22	111	111
Grain	1	59	147	—	34	105	—	1	9	1	17	23	—	—	2	—	7	8	—	—	—
Fish	—	4	190	—	—	92	—	—	—	—	4	80	—	—	7	—	9	—	—	—	—
Misc. foods	61	75	151	43	11	35	1	11	18	4	22	4	6	11	33	7	18	38	—	—	2
Total foods	62	130	488	43	45	232	1	12	29	5	43	128	6	11	42	7	25	55	—	—	2
Lead	165	59	128	132	21	70	—	1	9	27	28	35	1	—	4	1	1	—	4	8	8
Tin	18	72	97	5	29	46	—	10	10	10	29	35	—	—	4	6	—	—	3	—	—
Misc. materials	60	71	137	30	48	76	2	2	5	14	10	12	11	5	36	2	5	7	1	1	1
Total raw materials	243	202	362	167	98	192	2	13	24	51	67	82	12	9	46	3	6	9	8	9	9
Total exports	2,039	2,773	4,433	746	763	1,859	89	151	235	974	1,284	1,484	37	43	174	163	410	539	30	122	122
Re-exports																					
Lincens	—	142	182	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Calicoes	—	326	340	—	—	—	239	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Silks	—	138	150	—	—	—	116	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Misc. manufactures	—	52	74	—	—	—	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Total manufactures	—	658	746	—	—	—	377	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Tobacco	—	269	421	—	—	—	184	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Sugar	—	262	287	—	—	—	248	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Pepper	—	93	93	—	—	—	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Misc. foods	—	115	140	—	—	—	68	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Total foods	—	739	941	—	—	—	529	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Dyes	—	79	85	—	—	—	54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Silk, raw and thrown	—	56	63	—	—	—	51	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Misc. materials	—	145	151	—	—	—	90	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Total raw materials	—	280	299	—	—	—	195	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Total re-exports	—	1,677	1,986	—	—	—	1,101	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Total of exports and re-exports	—	4,430	6,419	—	—	—	1,884	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

R. Davis, "English Foreign Trade, 1660~1700", *Econ. Hist. Rev.*, Vol. VII, No. 2, (Dec. 1954,) pp. 164~165.